

福祉だより

⑪

福祉カー貸付事業

町内に住んでいる心身に障害のある方や高齢者の方が積極的に外出できるよう昨年から福祉カー貸付事業を行っています。

福祉カーは、車イスやベッドが備え付けられたワゴン車です。是非ご利用ください。

また、すでに利用された方からは、たいへん喜ばれています。

●利用対象者

- ① 町内に住所のある方
- ② 心身障害者(児)及び高齢者とその家族
- ③ 社会福祉団体及び社会福祉施設
- ④ 社会福祉ボランティア
- ⑤ その他、町長が適当と認めた方

●貸付期間

1日。ただし、他の利用者の利用を防げないと認められるときは延長することができます。

●貸付料

無料。ただし、ガソリン代として走行距離1kmにつき20円をいただきます。



車イスやベッドが備え付けられた福祉カー
旅行や病院の通院などに利用されています。

●貸付の申込方法

社会福祉協議会に「福祉カー貸付申込書」が用意してありますので、印かん、身体障害者手帳、運転者の運転免許証を持参し、社会福祉協議会へ申し込んでください。

●問合せ

社会福祉協議会 ☎ 84-1358

住民福祉課福祉係 ☎ 84-1211 内線 154

福祉豆辞典

心身障害者扶養年金

心身に障害があるため、独立自活することが困難な方を扶養している方が、その生存中毎月一定の掛金を拠出し、万一のことがあった場合、後に残された心身障害者に終身一定の年金を給付する制度です。

加入資格…65歳未満の方で次に掲げるいずれかに該当する方を扶養していることが必要です。

- ① 1級から3級までに該当する身体障害者。
- ② 精神薄弱者
- ③ 精神または身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が、①または②と同程度の方。

◎2月28日(木)は、国民年金保険料2、3月分の納期です。